

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

市民災害補償制度市民団体登録番号

市民団体の名称

所在地（住所）

責任者氏名

電話番号

ながくて地域スマイルポイント事業市民団体活動申請書

当団体が行う以下の活動について、ながくて地域スマイルポイント事業の対象活動として評価ポイントの付与を受けたいので、ながくて地域スマイルポイント事業実施要綱第9条第1項に基づき申請します。

なお、貸与を受けた評価ポイントについては、活動内容を確認のうえ、参加者に付与するとともに、残余ポイントについては速やかに返却いたします。

1. 対象活動内容（ひと月に1回実施の場合）

日 時	月 日 ()	: ~ :
参 加 予 定 者 数	約 人 (内 スタッフ人数 人)	
活 動 内 容 の 詳 細	開催案内、チラシなど活動内容が確認できる書類があれば、添付してください。	

※申請者

市民活動災害補償制度市民団体登録番号、市民団体の名称、責任者氏名、住所及び電話番号を記載してください。

※対象活動内容

ながくて地域スマイルポイント事業（以下「ポイント事業」という。）の対象活動として行う内容を詳細に記載してください。なお、活動場所が市内で、自主的に実施する奉仕活動が対象となります。

※スタッフ人数は、登録された市民団体に所属している人の数を書いて下さい。

（裏面あり）

2. 貸与希望ポイント数

ポイント対象者数
人

 ×

ポイント数
1 P ・ 2 P

 =

貸与希望ポイント数
枚

※ 評価ポイントについては、1時間程度の活動時間（活動の準備、後片付けの時間も含む。）につき1ポイントとし、1日2ポイントまで参加者に付与できます。ただし、当該活動日に他の活動に参加しており、すでに他の評価ポイントを得ている場合には、他の評価ポイントも含め2ポイントが上限となりますので、評価ポイントを付与する場合には、他の活動への参加状況を確認する必要があります。

3. 留意事項

- (1) この申請は、長久手市市民活動災害補償制度の市民団体登録をした市民団体が活動ごとに申請できます。市民団体のメンバーのうち、ポイント事業に係る手続きを行う責任者を設置し、責任者が手続き等を行ってください。
- (2) 対象活動を実施する1週間前までに申請書を提出してください。活動内容によっては、評価ポイントを貸与するまでに時間を要する場合がありますので、日程に余裕を持って申請をしてください。なお、初回の申請時のみ、市民災害活動補償制度市民団体登録通知の写しを提出してください。
- (3) 申請後、責任者に対し、評価ポイントをシールにより貸与します。貸与した評価ポイントを紛失した場合であっても、原則再発行はしませんので、大切に保管してください。
責任者は、参加者に対し、その活動実施を確認のうえ評価ポイントを付与してください。その際、参加者から署名を必ずもらってください。署名が無い場合、評価ポイントが無効となる場合もありますので、特に注意してください。
- (4) 評価ポイントの付与に当たっては、参加者個人がポイント事業の登録をし、スマイル手帳の交付を受ける必要があります。
- (5) 活動終了後は、概ね2週間以内に活動報告書の提出をしてください。なお最初の1年間は、活動時の写真（2枚程度）を、報告書に添付してください。
また、残余ポイント（余ったシール）は必ずご返却ください。残余ポイントを申請された日程より先の日程に使用しないでください。